印紙

鳥獣害防止施設等整備事業請負契約書（案）

1　事　業　名　　鳥獣害防止施設等整備事業
（シカ侵入防止柵設置外）請負

2　履行場所　　三方界国有林　１９４は林小班
別冊、図面のとおり

3　事業内容　　シカ侵入防止柵設置　　４７５ｍ
片開閉扉設置　　５基

4　事業期間　　契約締結の翌日　　から
平成２６年１０月３１日　まで

5　作業仕様　　別冊、作業仕様書のとおり

6　請負金額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

7　選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　　回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第３項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日

９　　特約事項

（１）使用材料は、別紙特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

（２）暴力団排除に関する特約条項については、別冊のとおり。

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　宮崎北部森林管理署長　井上　　誠　と　請負者　　は､各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２６年　４月２４日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２６年　　月　　日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２６年　　月　　日

発注者　　住　　所　　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
（甲）　　分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長　井上　　誠　　印

請負者　　住　　所
（乙）

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
シカ侵入防止柵設置	194 は	シカ侵入防止柵設置	475 m		475 m	契約締結の日から	10/31	シカ侵入防止柵	475 m	
小計										
片開閉扉設置	194 は	〃	5 基		5 基	契約締結の日から	10/31	片開閉扉	5 基	
小計										
合計										

【留意事項】　1. 当作業内訳書は、保育間伐（治山費による本数調整伐を含む）及び除伐2類に使用する。
2. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

シカ侵入防止柵設置仕様書

１．　設置するシカ侵入防止柵（付属品も含む。）は甲の指定する規格と同等以上のものを購入し、監督職員の検査を受けること。
　また、その使用状況を明らかにすること。

２．　シカ侵入防止柵の設置に当たっては、取扱説明書に従い確実に設置すること。

３．　地面と柵に隙間が出来ないように設置すること。

４．　甲が指示する作業現場については、作業前、作業完了時の写真を撮影し、各一部提出すること。

５．　その他不明な点については、監督職員の指示により実施すること。

特約事項内訳書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約延長	使用材料			備考
					品目	品質規格	数量	
	194は	シカ侵入防止柵設置	シカ侵入防止柵	475m	SGクロスフェンス	838-6S sa	19巻	
					SGクロスフェンス	1148-6s ｶﾗｰﾀｳﾝ	19巻	
					C型支柱	40*25*2500	195本	
					止金具	C型支柱専用	975個	
					C型控支柱	40*25*2500	19本	
					C型ネカセ	40*25*687	19本	
					止金具	C型支柱専用	76個	
					四つ穴プレート	支柱連結用	38枚	
					補強用針金	2.6mm GS-4	114m	
					アングルアンカーピン	3*40*40*500	19本	
					アンカーピン	9*440	380本	
					接続コイル		570個	
		片開閉扉設置	片開閉扉	5基	溶接金網	亜鉛メッキメッシュ幅100mm	5枚	
					支柱（間柱）	50*50*2500	10本	
					C型支柱	40*25*2500	10本	
					C型ネカセ	40*25*687	10本	
					C型支柱　Z27	40*25*1000	5本	
					四つ穴プレート	支柱連結用	20枚	
					Uボルト・ナット		15個	
					Uボルト用当板		30枚	
					止金具		70個	
					フックボルトナット		10個	
					錠前（掛け、受け）		10個	
					錠前用当板		20枚	
					落とし込み棒		5本	

鳥獣害防止施設等整備事業請負使用材料規格内訳書
【請負者購入分】

平成26年　4月24日付け入札公告、鳥獣害防止施設等整備事業請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品又は、その規格品以上とする。

記

物件番号	品　　目	規　　格	数　量	適用
1	SGクロスフェンス	838-6S sa（25m巻）	4巻	シカ侵入防止柵
	SGクロスフェンス	1148-6s ｶﾗｰﾀｳﾝ（25m巻）	4巻	100m当たり
	C型支柱	40*25*2500	41本	
	止金具	C型支柱専用	205個	
	C型控支柱	40*25*2500	4本	
	C型ネカセ	40*25*687	4本	
	止金具	C型支柱専用	16個	
	四つ穴プレート	支柱連結用	8枚	
	補強用針金	2.6mm GS-4	24m	
	アングルアンカーピン	3*40*40*500	4本	
	アンカーピン	9*440	80本	
	接続コイル		120個	
1	溶接金網	亜鉛メッキメッシュ幅100mm	1枚	片開閉扉
	支柱（間柱）	50*50*2500	2本	1基当たり
	C型支柱	40*25*2500	2本	
	C型ネカセ	40*25*687	2本	
	C型支柱　Z27	40*25*1000	1本	
	四つ穴プレート	支柱連結用	4枚	
	Uボルト・ナット		3個	
	Uボルト用当板		6枚	
	止金具		14個	
	フックボルト・ナット		2個	
	錠前（掛け、受け）		2個	
	錠前用当板		4枚	
	落とし込み棒		1本	

印紙

鳥獣害防止施設等整備事業請負契約書（案）

1　事　業　名　　鳥獣害防止施設等整備事業（植付外）請負

2　履　行　場　所　　千軒平国有林　２０３７り６林小班外
別冊、図面のとおり

3　事　業　内　容　　植付　０．８６ｈａ
シカネット設置　１，６００ｍ

4　事　業　期　間　　契約締結の翌日　　から
平成２６年１０月３１日 まで

5　作　業　仕　様　　別冊、作業仕様書のとおり

6　請　負　金　額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

7　選　択　条　項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　　回以内とする）	第３４条
×	前金払　　請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　　／１０以内とする	第３６条第3項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日

９　　特約事項

（１）使用材料は、別紙特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

（２）暴力団排除に関する特約条項については、別冊のとおり。

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　宮崎北部森林管理署長　井上　　誠　と　請負者　　は､各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成２６年　４月２４日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び平成２６年　　月　　日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成２６年　　月　　日

発注者　　住　　所　　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
（甲）　　分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長　井上　　誠　　印

請負者　　住　　所
（乙）

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積(ha)	控除面積（ha）	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植付	2037 り6	普通方形植	0.86	0.00	0.86	契約締結の翌日	10/31	ミズメ外	1，050本	第一日之影（森）
小計										
シカネット設置	2037 り6	シカネット設置	800m		800m	契約締結の翌日	10/31	シカネット一式	800m	第一日之影（森）
〃	2062 おる	〃	800m		800m	契約締結の翌日	〃	〃	800m	〃
小計			1600m		1600m				1，600m	
合計			0.00	0.00	0.00					

【留意事項】　1．当作業内訳書は、保育間伐（治山費による本数調整伐を含む）及び除伐2類に使用する。
2．作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

特 約 事 項 内 訳 書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積(ha)	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	2037 り6	植付	普通方形植	0.86	ミズナラ(ポット苗)	樹高 50cm～	350 本	
					ウリハカエデ(ポット苗)	樹高 50cm～	350 本	
					ミズメ(ポット苗)	樹高 50cm～	350 本	
						計	1,050 本	
	2037 り6 外	シカネット設置	シカネット設置		強力繊維入り獣害防止ネット（スカート式 L型）	強力繊維入り獣害防止ネット ・ネット編目：100㎜ ・引っ張り強度（縦目方向）1,200N以上を有する強力繊維入り下部1.0m以上仕様タイプネットであること。（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの） なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・標準展開サイズ：(H1.8m+0.6m)×50m ・付属資材：支柱規格FRP製φ33～35㎜×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。	32 反	
					張りロープ	10㎜×55m	32 巻	
					押さえロープ	8㎜×55m	64 巻	
					支柱(FRP材)	33㎜φ×2.4m	460 本	
					プラ杭	L＝400㎜	2,400 本	
					補修糸	ステン入り 700m	1 巻	

鳥獣害防止施設等整備事業請負使用材料規格内訳書
【　請負者購入分　】

平成２６年　４月２４日付け入札公告、鳥獣害防止施設等整備事業（植付外）請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品　名	規　　格	数　量	適用
1	広葉樹苗木	ミズナラ（ポット苗） ウリハカエデ（ポット苗） ミズメ（ポット苗） 計	３５０本 ３５０本 ３５０本 １，０５０本	
	強力繊維入り獣害防止ﾈｯﾄ（ｽｶｰﾄ　L 型）	引っ張り強度（縦目方向）1,200 N以上を有する強力繊維入り下部H 1.0 以上仕様タイプネットであること。（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの） なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 編目 100 ㎜。標準展開サイズ（1.8m ＋ 0.6m）× 50m	３２反	
	張りロープ	10 ㎜× 55m	３２巻	
	押さえロープ	8 ㎜× 55m	６４巻	
	支柱(FRP 材)	33 ㎜φ × 2.4m	４６０本	
	プラ杭	L ＝ 400 ㎜	２，４００本	
	補修糸	ステン入り　700 m	１巻	

ポット苗植付作業仕様書

１．苗木の管理

（１）乙は、甲の指定する樹種・規格のものを購入し、購入した苗木は監督職員と協議し、できるだけ植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管すること。

（２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、外周を土、落葉等で覆っておくこと。
また、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

２．植付要領

（１）ビニールポットの場合

ア．苗木は、ポットから取り出した形のままで植付ける。

イ．植付地点を中心に、３０㎝四方に地被物を取除き、中心に植穴を掘る。

ウ．植穴は、直径、深さともポット形の上面直径、高さの２倍以上とする。

エ．植付に当たっては、植穴の底に腐植質の土壌を入れ、その上にポット形の底を密着させ垂直に据える。

オ．側方は、ポット形と植穴との間に空隙がないように土壌を入れる。

カ．踏付は、ポット形を潰さないように両手を使い、植穴の外周から内側に向けて体重を少しかける程度で押さえる。

キ．ポット形の上面より１～２ｃｍ程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）ジーフィーポットの場合

ア．苗木は、ポットから取り出さずにポットごと植付ける。

イ．その他の植付要領は、上記２（１）イ～キに準ずる。

３．作業上の留意事項

（１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。

（２）苗木の運搬及び植付の際は、ダンボール等の箱に入れて持ち運び、苗木が乾燥、又は損傷しないよう充分注意すること。

４．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

５．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負

人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年　　月　　日

発注者　　住　所　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
　　氏　名　分任支出負担行為担当官
　　宮崎北部森林管理署長　　井　上　　誠　　印

請負者　　住　所
　　氏　名
　　印

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。